

金融市場NOW

英・EU包括的通商協定 今年中の合意は事実上不可能に

航空などの個別項目で部分的合意を目指し交渉継続

- ▶ 英国は難航する新通商協定交渉で部分的な合意を目指し、EU(欧州連合)と交渉を継続することを表明。
- ▶ 英国を含む欧州では感染が再拡大しており、経済活動の再制限措置を採らざるを得ない状況。今後も決定的な交渉決裂を避けながら、時間をかけてでも協議を続けていくことを想定。

～交渉継続を決定し決裂を回避～

- 英国とEUは、双方に関税が発生しない新通商協定の合意を目指し、実務レベルで第9ラウンド(9月28日～10月2日)まで協議を続けてきました。英国ジョンソン政権は、EUとの新通商協定の交渉最終期限として設定していた15日を過ぎた後も交渉を継続する方針を示しました。英国ジョンソン首相は「EUが(英国の要求と隔たりが大きい)交渉姿勢を変えなかったことが、事実上の(今年中に締結可能な)通商協定を終わらせた。」とEUを非難しました。
- 各国の協定批准手続き日程から逆算すると、12月末までの移行期間(離脱前の状態が維持される期間)終了前の包括的な通商協定の締結が事実上不可能となりましたが、離脱による双方の混乱を避けるために、航空など個別分野で部分的な合意に向けた交渉が継続される模様です。交渉の成果が得られていないことから、ジョンソン政権の支持率は低下しており交渉継続の意思表示は国内世論を受けての消極的なものであるとの見方もあります。今後の個別項目の交渉においても、早期合意を求める世論の圧力から政権の期待とは程遠い内容での合意を迫られる可能性も燦々しているようです。

～譲れない英国領海での漁業権の維持～

- 包括的な通商協定締結が難航する争点の一つとして漁業があげられます。豊富な水産資源を持つ英国領海では、EU各国の水産業者が漁を行っており、その2/3が英国外の業者とされています。また、英国対岸に位置するフランスの全水産物の約25%は、英国領海で獲られています。
- フランスを始め対岸国のスペインやポルトガルは、交渉決裂で漁場を失うことを危惧している模様です。中でもフランス・マクロン大統領は相互の領海へのアクセスや漁獲量の維持などを強い態度で主張しています。漁業が盛んで英国への玄関口となり物流の要所でもあるフランス北部のオー＝ド＝フランス地域圏での支持基盤が弱いマクロン大統領にとって、同地域の漁業利権などの維持は

図表1：交渉日程等

日程	内容
9月28日	離脱協定を一部無効にする「国内市場法」英国下院で可決
9月28日～10月2日	実務レベルでの集中協議(第9ラウンド)
10月14日	英国・EU首脳電話会談
10月15日～16日	EU理事会
10月31日	年内批准のための交渉のデッドライン
11月26日	年内批准に向けた欧州議会への通商協定提示期限
12月10日	EU理事会
12月31日	移行期間終了

図表2：新通商協定交渉の主な争点

双方の交渉方針

◇モノ貿易以外の分野

漁業協定	英国：英国水域へのアクセスや漁業権を毎年交渉 EU：相互の領域へアクセス維持
------	---

◇関税ゼロ貿易維持に必要な競争環境ルール

産業への補助金	英国：貿易協定に付随しない取り決めには合意せず EU：EU規準に基づく各産業への補助金規制を維持。
---------	--

出所) 図表1、図表2は各種報道資料等をもとにニッセイアセットマネジメントが作成

支持獲得の絶好の機会であると言われています。各国それぞれの思惑が交渉を複雑化させているとも言えそうです。

～感染再拡大の中、時間をかけて交渉継続か～

- 交渉継続を表明したことで、交渉決裂によるビジネス界などの混乱は当面避けられそうです。継続される個別項目の交渉次第で、移行期間延長など次の展開も想定されます。足元英国・EU双方の景気回復ペースは鈍化傾向にあり、英国を含め欧州各国では新型コロナウイルスの感染が再拡大しており、再び経済活動の制限措置を採らざるを得なくなっています。これ以上の経済的な悪影響を考慮すれば、時間をかけてでも、決定的な交渉決裂を避けつつ通商協定の交渉を継続していくことが想定されます。

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>